

平成 26 年 8 月 1 日から

「消火器の準備」と「露店等の開設届出」の提出が必要となります。

「消火器」や「届出」が必要か、次のフローチャートで確認してください。



催し等に際し、火気を使用する露店等を開設する予定があるか？

いいえ

消火器 → 不要！

届出 → 不要！

はい

不特定多数の人が参加するなど、社会的広がりのある催し等か？

いいえ

近親者によるバーベキューや幼稚園等での夏祭り、もちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催し等は対象外となりますが、万が一に備え、消火器などの消火の準備をすることをお勧めします。

はい

「消火器の準備」と「露店等の開設届出」が必要です！



《消火器は誰が準備するのか？》

原則として、消火器は対象火気器具等を取り扱う者が準備します。

更に

屋外での催し等で、**人出予想が 10 万人**を超え、かつ、**露店等の数が 100** を超える場合は・・・

《露店等の届出は誰がするのか？》

露店等を開設しようとする者に義務がありますが、一つの催し等に複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、催し等の主催者や露店等の開設を統括する者等が取りまとめて管轄する消防署へ届出をします。

露店等開設届出から開設までの手順

- ① 露店等の開設届出書の作成（※消火器配置略図等添付）
- ② 事前に管轄する消防署へ届出（2部提出）
- ③ 開設当日、消防署が現地確認し防火指導を実施します。

消防長が「指定催し」として指定します

- ① 指定する時は、あらかじめ催し等を主催する者の意見を聴き、指定した際には、催し等を主催する者に通知し公示します。
- ② 指定を受けた催し等を主催する者は、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させ、開催日の14日前までに消防本部（予防課）へ提出しなければいけません。

問い合わせ先

日立市消防本部 予防課 査察指導係 電話 0294-24-0119、 I P 050-5528-5166